

～犬の登録と狂犬病予防注射について～

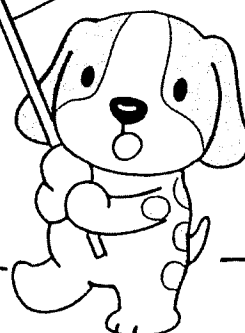
狂犬病は、人畜共通感染症（人も動物も同じく感染する病気）の中で最も恐ろしい病気と言われています。幸い日本では、昭和32年以降発生はありませんが、中国や東南アジア諸国をはじめ多くの国々で今なお多くの発生があります。外国との交流が盛んになり、いろいろな動物が輸入されている昨今、いつ日本に狂犬病が侵入してくるかわかりません。

この恐ろしい狂犬病が日本で再び発生することがないように、「狂犬病予防法」により飼い犬の登録と飼い犬に対する狂犬病予防注射の接種が義務づけられているのです。

なお、犬の登録は犬を取得した際に一回登録（生涯一回登録）すれば、以後、登録の必要はありませんが、狂犬病予防注射は毎年一回必要です。

また、犬が死んだり、引っ越しなどで犬の所在地が変わった場合などは、市町村への届出が必要です。

登録は生涯1回、注射は毎年1回



ご注意下さい！

- 1 次の場合は、速やかに犬の所在地の市町村役場（犬の所在地が変わった場合は、犬の新所在地の市町村役場）に届け出て下さい。
 - (1) 犬が死亡した場合（印鑑、鑑札及び狂犬病予防注射済票が必要です。）
 - (2) 犬の所有者の氏名又は住所が変わった場合
 - (3) 犬の所在地が変わった場合
 - (4) 犬の所有者が変わった場合（登録済の犬を譲り受けた場合は、新たに登録の必要はありませんが、新しい所有者は、所有者が変更になった旨、届け出なければなりません。）
- 2 飼い犬が行方不明になった場合は、保健所に連絡して下さい。
- 3 鑑札及び狂犬病予防注射済票は、必ず犬に着けておいてください。
- 4 次の場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。
 - (1) 犬の登録をせず、また、狂犬病予防注射を受けさせなかった場合
 - (2) 鑑札、狂犬病予防注射済票を犬に着けておかなかった場合
 - (3) 上記1の届け出をしなかった場合

= 岩手県保健福祉部・保健所 =